

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所湘南地区動物実験委員会規程

令和6年11月28日

所内規程第91号

(目的)

第1条 本規程は、独立行政法人労働者健康安全機構動物実験規程（以下、「機構規程」という。）第6条の規定および独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所湘南地区動物実験規程（以下「動物実験規程」という。）第4条第3項の規定に基づいて設置される独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所湘南地区動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第2項の規定に基づいて必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「研究所」という。）湘南地区における動物実験の適正な遂行に関する事項全般を所掌するとともに、次の事項について審議又は調査し、施設長（研究所所長）に報告し、意見具申し、又は助言する。

- (1) 動物実験計画の動物実験規程等に対する適合性の審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。
- (3) 施設等の維持管理及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (5) 自己点検・評価に関すること。
- (6) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 試験グループ部長
- (2) 動物実験に携わる研究員または試験研究員
- (3) 動物実験に携わらない研究員または試験研究員
- (4) 管理課職員
- (5) その他施設長が必要と認めた者

2 委員会の構成は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者が含まれること
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者が含まれること
- (3) その他学識経験を有する者が含まれること

3 委員長及び委員は、施設長が任命する。

4 委員長は試験グループ部長の総括の下に委員会の運営に関する事務を行う事務局を設置する。

(任期)

第4条 前条第1項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは施設長が新たに委員を任命することとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。

2 委員長が事故等によりその職務を遂行することができないときは、施設長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は年1回招集するほか、必要に応じて随時招集することができる。

2 会議は委員の過半数以上の出席で成立し、議事内容は委員の議論に基づき委員長が総括する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(小委員会の設置)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、動物実験、施設利用等に関する小委員会を設置することができる。

(動物実験計画の審査・指導)

第9条 委員会は、承認申請された「動物実験計画書」、「動物系統維持計画書」について動物福祉の観点から審査する。また、委員会は必要に応じて実験責任者から実験内容の説明を受け、厚労省指針・研究所湘南地区規程に即した動物実験が行われるよう指導する。

2 動物実験計画承認申請、動物実験計画変更承認申請及び動物系統維持計画承認申請の審査に当たり、当該実験の動物実験責任者となる委員については、審議・採決に加わることができない。

3 承認申請の審査における採決は審議後委員長が総括する。

4 審議の結果修正が必要となった申請については以後電子メールにて審議及び採決を行うことができる。

5 各種承認申請の審査は対面審査もしくは電子メールにて審議及び採決を行うことができる。

6 委員会は、実験が計画どおりに行われているかを年に1回以上モニタリング（Post Approval Monitoring）を行い動物実験計画承認後モニタリング記録（別紙様式3）に記録するとともに、適切な対応をしなければならない。

(電子メールによる審査)

第10条 事務局は申請書類を全委員に電子メールにて送付し、各委員は審査チェックリストと審議コメントを全委員に電子メールにて返信する。

2 電子メールによる審議の後、委員長の総括の元採決することが出来る。

(委員の教育)

第11条 委員は、適正な動物実験等の審査に関わる情報の取得並びに審査の資質向上のため定期的に教育訓練を受けなければならない。

(雑則)

第12条 本規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附則（令和6年11月28日）

この規程は、令和6年11月28日から施行し、令和6年10月25日から適用する。